ささえあい

No. 7

発行／前橋・在宅ケアネットワークの会
事務局　〒371-0045 前橋市緑が丘町26-1（市ボランティアセンター内）
TEL／FAX　027-235-6283
受付時間帯　9：30～12：30
郵便振替口座　00150-2-155119

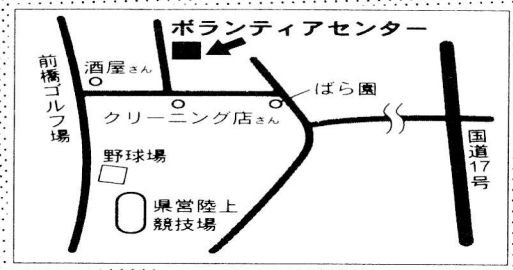

第23回例会
介護保険でパネル討論

第二十三回の十月例会が十五日夜、大手町の婦人会館で行われました。この例会は県保険医協会が主催した第十一回在宅医療経験交流会に合流する形態で行われました。

この交流会のテーマは『住民に役立つ介護保険の運用方法について』で、講師には、行政から県高齢政策課、介護保険準備室次長の橋本和博氏。福祉から特養ほのぼの荘副施設長で本会運営委員の清水秀夫氏。在宅医療の立場から高崎市の上大類病院院長の矢島祥吉氏の三氏を迎え、講演と会場参加者との討論が行われました。

以下三講師の要点を報告します。

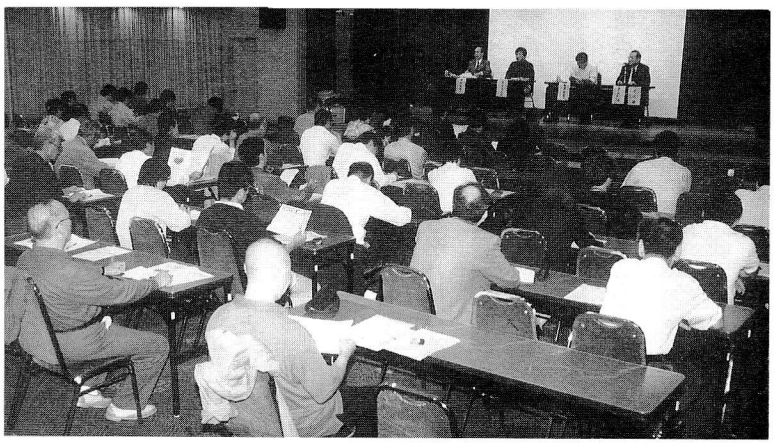

介護はどう変わるか

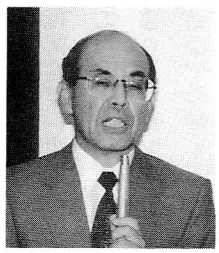

橋本和博氏

●橋本講師は制度内容の解説と介護保険により何が変わるかを次のように説明しました。

――＊――＊――＊――

本県の要介護者数は平成十二年に約四万人と見込まれ、六五歳以上の一三％、八〇～八四歳が二三％、八五歳以上では四五％が要介護と予測される。

家庭の介護力の低下と経済の低成長からの財源不足で国民医療費の適正化が求められ、社会保障の新たな枠組として介護保険は生まれた。この導入で従来と変わる点は次の通りである。

○施設、在宅の福祉と、社会的入院として医療の双方が担ってきた高齢者介護を介護保険に一本化する。

○介護の必要度に応じランクづけが行われ、給付されるサービス内容は頭うちされる。このため介護認定審査会が設けられることになった。

○介護の給付については、自立を目的とし、ケアプランで各種サービスの組合わせが行われる。このために介護支援専門員という新たな職種が生まれた。

○福祉の支払い方法が変わる。これまで福祉施設では措置費として委託料が行政から支払われていたが、介護保険制度では現在の医療保険と同様に施設が国保連合会に報酬請求する。国保連には市町村からその財源が振込まれ、市町村には国、県からの税金と二号被保険者の保険料が入る仕組みとなる。

○在宅サービス提供機関に民間活力が大幅に導入される。これまで在宅サービスは市町村など行政が担ってきた。しかし今後は規制がとり払われ、一般営利企業からボランティア団体まで、あらゆる在宅サービスの提供機関に乗り出して貰うことになる。入所の施設サービスは特養と老人保健施設あわせ

て平成十二年に用意できるベッド数は九千二百ベッドで、四万人の要援護者に対しこの数ではとうてい賄えない。隣組や地域社会の様々な介護サービス提供機関に依拠せざるを得ない。

○サービスの利用法が変わる。現状では福祉サービスは市町村に申請し、その判断を待つのが方法だったが、介護保険では保険料を納めて貰うわけで、その対価として自分が受けたいサービスを選択できるようになる。しかし、サービス提供の条件整備は完全とはいえず、制度矛盾がないとはいえない。

介護保険は福祉の終焉

清水秀夫氏

●清水講師は一人のお年寄が回復した介護事例をスライドで示し、介護保険導入で福祉の理念、目標が後退する、など制度の問題点を指摘しました。

――＊――＊――＊――

さる九月、新潟の精神病院で患者が拘束された結果、誤嚥（ごえん）により亡くなったと報道されたが、いまだに患者を抑制、拘束することに驚きを感ずる。過去に福祉施設でもこうした行為が問題視された時代があったが、この間、高齢者の処遇と運営内容は改善されつつある。今回の介護保険の導入は、営利主義、競争原理で貫かれており、いまだに存在するこうした高齢者の人権を無視した行為が増える結果となることを危惧する。

介護保険の導入により、特養ホームの入所者は一か月約四万七千円の費用を支払うことになるが、現在の負担額の倍以上となる人が多い。私の施設の調査では入所者の六割近い人が自分の年金では支払い不能となる。制度導入時点では減免措置もあるが、将来は一定以上の所得がないと特養入所の選択はできない。また前橋・在宅ケアネットワークの会の調査では、施設から在宅に迎え入れる家族の条件は極めて困難だ。ホームヘルパーが自宅に入ることを家族が望まない傾向は強く、施設のベッド数も制約され、費用的に選択できないとなれば必要なケアプランは組み立てることはできない。こうした高齢者は介護保険では救えないことになる。

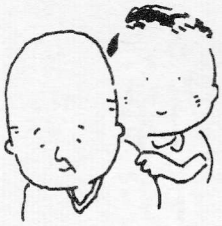

住民が行政とともに作りあげるもの

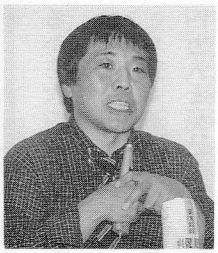

矢島祥吉氏

●矢島講師は自身の生い立ちから医療福祉観を語り、介護保険が利用者本位を理念として明記している点を評価。住民、利用者側の盛り上りが大切と強調しました。

――＊――＊――＊――

私は制度導入の段階で何かが解決するとは思っていない。新しいシステムの定着には最低十年はかかる。介護専門員の試験にむけ医療、福祉の領域を超えスタッフらと勉強してきたが、大変有益だった。介護支援専門員が今後、本当に高齢者のくらしを支える立場で地域に根づいて仕事ができるかが最も重要な課題である。この人達が自分の事業所の利益だけで動けば悲劇となる。だから外野の観客席から批判するよりも制度の充実にむけ実際に関係者が地域に入り汗を流すことだ。

まだ郡部では在宅サービスが未整備だが、住民自身が実態調査したり、サービスの不足をNPO団体を作り支えるなど、やるべきことは沢山ある。

おまかせ下さい防犯・防災
機械警備　施設警備
ホームセキュリティー　警備輸送
SOK
群馬綜合ガードシステム(株)
代表取締役 川崎　弘
☎027-252-5454(代)　FAX 027-251-8388
本社　〒371-0854 前橋市大渡町二丁目1番地の5

介護保険は「利用者本位」のサービス提供を基本理念とする。利用者とともにサービスを考えるケアマネジメントとはこれまでの医療・福祉にはなかったことだ。この手法は欧米では七〇年代から行われてきたものだが、日本では措置制度のもとで大きく立ち遅れてきた。

特養は本来、要援護者が入所すべきなのに自分で生活できる人が四割もあるという。また政治家と結びついた不祥事が絶えない。医療においてもサービス提供側が勝手に需要を作ってしまう状況があり、二八兆円にもなる国民医療費の限界がみえている。このままでは展望はみえない。いま大切なのは老後に対しどんなシステムが必要なのかを国民自身が考えることだ。

ケアプランの作成はサービス提供側が一方的に決めるのではなく、利用者と家族の意志が尊重されなければならないシステムであり、従来のシステムからみれば大変革であり高く評価できる。

当面の課題は各分野を横断するアセスメント様式を整備することで、全国的にどの職種にも共通する様式の整備が急がれる。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

三氏の講演後、講師間でこれまでの措置制度の評価、家族のホームヘルプに対する意識、介護度の変化に対応した成功報酬などについて議論。休憩後、参加者との質疑応答となりました。

本会会員のほか市町村の職員など多様な職種の参加があり白熱した議論が交わされました。

第17回 運営委員会 連絡員会議

九月十九日午後一時三十分より、中央公民館で第十七回運営委員・連絡員会議が行われ、約三十名の参加をえて四時過ぎまで熱心に話し合われました。

①次回の第二十三回例会について
②医師部会の活動報告
③ＮＰＯ法（特定非営利活動促進法）の説明会について
④上小出ささえあいネットワークの会との相互協力について
⑤市民公開講座のお知らせ
⑥前橋市介護保険事業計画策定等懇談会委員の推薦について

と議事が進み、最後に事務局からたんの吸引を含む留守番という事例、まちづくり部会からのお知らせがありました。

なお各会議や例会の開催日は二週間前ぐらいにお知らせしますが、今後の予定は次のとおりです。

◆11月19日㈭第18回運営委員会・連絡員会議（19時～21時）
◆12月19日㈯第24回例会（13時30分～16時）
◆1月21日㈭第19回運営委員会・連絡員会議（19時～21時）
◆2月18日㈭第25回例会（19時～23時）
◆3月13日㈯第20回運営委員会・連絡員会議（13時30分～16時）

地域の情報 リアルタイムで!!
モーニングインフォメーション
あさいち・朝生・情報通
月曜～金曜あさ6：55～
お昼のインフォメーション
ふれ愛ワイド
月曜～金曜 ひる0：00～
GTVニュース
ジャストナウ 600 630 930
●日曜ニュース＆スポーツ 夕方6：00～
夢・かたち・未来ステーション
群馬テレビ

回線問屋
NETWORK SOLUTION COMPANY
オフィスにおけるネットワークコンピューティングを強力にサポート！
システム・アルファは豊富な経験と実績をバックボーンに
Computer & Network でオフィスの明日を創造する企業です
システム・アルファ株式会社
本　社：前橋市大友町２－２３－５　TEL 027-253-1800
太田支社：太田市飯田町１０５３ OKビル　TEL 0276-45-5568

ご紹介

上小出町に組織ができました

会長　小保方正作

昨年十月「上小出町在宅ケアネットワークの会」の組織化を呼びかけるチラシが、町内有志によって配られ、翌十一月十三日、町公民館で設立準備委員を選出、準備が進められています。

本年二月二十六日、設立総会を開催。会の名称はわかりやすく「上小出ささえあいネットワークの会」と決まり、役員は会長に私が選ばれ、副会長には各町から一人ずつの三人と、町外からの人をまとめる一人の計四人の女性が選出されました。そのほか書記二人、会計二人を選び、さらに相談役として現・元自治会長と民生・児童委員代表と緑寿会長をお願いしました。

二月の定例会では、市社協職員から「公的介護保険の要点」の話しを聞き、四月の定例会では、前橋在宅ケアネットワークの会長であり、この組織の呼びかけ人である斎藤浩ドクターから「今こそ食事と運動を」と題して、糖尿にならない日常生活について聞き、車椅子介助の実技を研修しました。

六月定例会は、会員の中からボランティア経験豊富な人の事例発表を聞き、会の今後について討議・検討しました。

それらの意見をもとに、八月定例会で次の活動計画をまとめました。

会員の得意な分野で活動できるように専門部に所属して、町内在宅の高齢者の要請に対応することとしました。

①話し相手ボラ　②草むしりボラ

③家事手伝いボラ　④買物ご一緒ボラ　⑤通院送迎ボラ　⑥車椅子介助ボラ　⑦配食ボラ　⑧入浴介助ボラ　⑨外出援助ボラ　以上九つの専門部に一人が二つ以上参加するかたわら、法律相談や医療の面等職業上の専門性を生かしてもらうことにもなりました。

なかでも、⑧の入浴介助ボラは、毎週火曜日に四人でチームを組み、せきね園に通い実技実習を続けています。

欲張らず気楽な会として長く続かせたいと思っています。

会員は九月末現在で四十九人となりました。

地区だより

行ってきました上野村

東地区責任者　中田益允
医師　八木茂

ネットワーク東地区会員三十人は、九月六日、上野村研修旅行に行ってきました。お天気は「行いが良い人への天の恵み」だと誰かがいっていました。

村を貫く道路は立派に舗装され、広いトンネルは、最近の村の激しい変化を暗示するようでしたが、折り重なる山々は、昔のままに迎えてくれました。

上野村の施設の特徴は、日曜日なのに出て説明してくれた役場の浅川さんの話と資料をもとに、表にまとめました。浅川さんの話ぶりは、帰りの車中の反省会でも魅力的だと評判でした。

集合住宅に住む人たちは、至極自然に、日頃のありのままの姿を見せてくれました。反省の中で、私もここに住みたいという声が聞かれましたが、今のところ村に十年以上住まなければ叶えられぬとのことです。私たちは私たちの憩いの里を作るために何かをしたいという感想が、共感を呼びました。

私たちのためにバスを出して下さった栗木社協理事長、運転の高橋さんに感謝します。下見と、道中巧みな司会と民話物語りと歌唱指導をしてくれた仲間の皆さん、ご苦労さまでした。お陰で貴重な経験と親睦を深めることができました。これは明日の力です。

以下に、一緒に行かれた内科医の八木茂先生に、フレッシュな感想をちょっと聞かせていただきましょう。（中田）

～・～・～・～・～・～

皆さんもテレビ報道などでご存じと思いますが、上野村の総合福祉施設を見学した感想を述べたいと思います。

デイサービスセンター、診療所、保健福祉施設、そして高齢者集合住宅が併設された施設でした。高齢者集合住宅以外は渡り廊下でつながっています。僻地での福祉、治療の理想的な形態にみえましたが、これをそのまま前橋市にあてはめるのは無理でしょう。たとえば、高齢者住宅ですが、交通手段もなく近隣の人々とのふれあいも少ないための住宅で、他人同士が寄り合い暮らしています。入居中の方とお会いしましたが、表情は穏やかでお互いにうまくいっているようでした。

前橋市で同じレベルの集合住宅を造るとすれば相当の資金が必要になるでしょう。そのためにも在宅ケアがどうしても必要であり、またやっていかなければならないと考えますし、前橋在宅ケアネットワークの会の存在の意義があると考えます。

一つ残念に思うことがありました。子供です。当然、上野村には子供の数が少ないでしょうが、保育園を併設したらと思いました。子供たちとの交流で高齢者はより豊かでいきいきした生活ができたと思うし、子供たちは高齢者とふれあうことでなにかを得ることができたと思います。

最後に、一人の方が帰りのバスの中で「高齢者集合住宅は理想の一つの形かもしれないが、私は年をとって一人になっても隣近所の方々に助けられて自宅で看取ってもらいたい」と感想を述べていました。私もそう思います。

（八木）

上野村の保健医療福祉総合施設と事業の概要

【特徴】保健、医療、福祉サービスの連携を目指して、上野村乙父に以下の施設が隣接して設けられている。
〔人口1,703人、65歳以上人口625人(36.7%)、そのうち一人暮し90人、寝たきり7人、痴呆性老人3人〕

(1)高齢者集合住宅『いこいの里』(集合生活居住施設)
上野村の目玉、1室6畳・3畳・台所、15室あり。食堂・洗濯所・便所・風呂場等は共用、現在15世帯16人が生活、月2.5～3万円で暮らせる。ここの調理場を利用し『配食サービス』昼食365日実施、利用者71人、年間延17,286食、1食300円、独特の保温ケース使用。

(2)保健福祉施設『いきいきセンター』
リハビリ・検診機能を備え、快適な大浴場とサウナあり（入浴料1回100円、土日年末年始休館）。

(3)医療施設『へき地診療所』
常勤医師1、自治医大から3年交代、病床6、病診連携は藤岡総合病院、患者1日約30人、送迎バスと往診。

(4)デイサービス『すこやかセンター』
事業内容は前橋と大体同じ（ただしショートステイは計画中）年間83人、延3,499人が利用、利用料400円。

話題提供

NPO法を考える

石井幸雄

特定非営利活動促進法

NPO法が十二月一日より施行されます。所轄庁となる県では、十月下旬から県内六か所で説明会を実施、また法人設立の認証申請などに対応するための条例の制定に向けて準備を進めています。

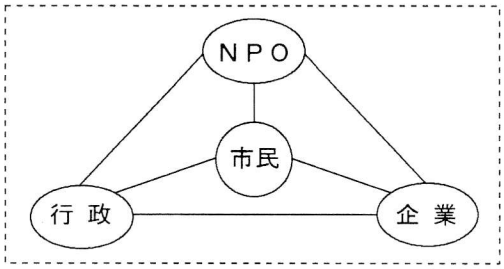

●NPOとは

NonProfit Organization（非営利組織）の略。行政、企業と並ぶ第三の部門。

ボランティア活動や市民活動等の社会貢献活動を行う民間の非営利団体をいいます。非政府組織（NGO）もNPOとして捉えますが、人権・環境・平和など地球規模の問題に国境を越えて取り組んでいる点でNPOと区別されています。

●法人格を取得して得られるメリットとは

「法人格」とは、団体が法律上あたかも一人の人のように権利や義務の主体となる資格のことです。たとえば、団体で事務所を借りるとか、銀行に預金を預ける場合に法人名で契約できるようになり、さまざまな取引がやりやすくなるし、社会的信用が高くなるというものです。不動産の登記でも法人名でできるので、個人名義にしておくより後々のトラブルを防ぐことができます。

●どんな団体が法人格を取得できるのか

一定の要件を満たす必要があります。

①法人の「目的」について

(1)営利を目的としないこと・・剰余金を配分しないことを意味し、法人が収益を伴う活動を一切禁止したりするものではないが、収益については主たる目的である特定非営利活動に使わなければなりません。有償スタッフに給与を支給することはできます。

(2)特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること・・別表に掲げる十二の活動に該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とすること。社会に貢献する活動であって、自分たちの仲間内の利益をめざすような活動は該当しません。

②法人の「活動」については、宗教活動や政治上の主義の推進等を主たる目的としないことや、公職の候補者の推薦や反対等を目的としないこと。暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないことなどの制限があります。

③法人の「組織」について

(1)社員が十人以上いること。社員とは、いわゆる従業員のことではなく、その法人の構成員として、総会において議決権を持つ人のことです。実際には、正会員がこれに相当する場合が多く、単に対価を払ってその法人のサービスを受けるのみで、運営にまったくかかわらないような形の会員はここでいう社員ではありません。

(2)最高議決機関として社員による総会を置かなければなりません。

(3)役員として理事三人以上、監事一人以上置かなくてはならず、役員は法律で一定の欠格事由や親族の就任制限が規定されています。また役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下でなくてはなりません。

●法人格を取得するには

①法人設立の認証を所轄庁（都道府県知事若しくは二つ以上の都道府県に事務所を設置するものについては経済企画庁長官）に申請します。申請に必要な書類は、申請書に、定款、役員名簿、社員名簿、設立趣意書、設立者名簿、財産目録、事業計画書、収支予算書等を添付して行います。

②都道府県知事は、申請を受理後遅滞なく広告・縦覧し、理四か月以内（法施行後六か月以内は暫定的に施行日から十か月以内）に認証・不認証の決定を行わなければなりません。また法定要件に適合していると認められれば、設立の認証をしなければならないことになっています。

③所轄庁から設立の認証を受け、法務局に登記をすることで法人となります。

●法人としての義務等

①毎年、所轄庁に事業報告書等（会計は複式簿記）を提出しその内容を公開する義務があります。

②法人が解散した場合、関係者による残余財産の分配ができない制約があります。

③収益事業を伴う場合の法人税及び地方税の負担があります。

●寄付金控除について

特定非営利活動法人に対する寄付については、原則として一般の公益法人や団体に対する寄付と同様に扱われ、例外的な取扱いはなされません。具体的には、

①普通法人が寄付した場合は、一般寄付金の範囲内で所得から控除できます。

②個人が寄付した場合は、特例的な寄付金控除制度はありません。

特に②についてかなりの議論があり、この点を含めて施行後三年以内に検討することが規定されています。

市民公開講座がありました

台風が逆番号で、八号七号と連続して通過しましたが、久し振りに天候が回復した九月二十三日の秋分の日に、日本泌尿器科学会主催による「介護と排尿―今、やるべきことは―」と題する公開講座が、市民文化会館小ホールに多数の聴衆を集めて開催されました。

高齢社会を迎えた今、とくに高齢者を介護する上で、排尿問題が大きな関心事になっています。

今回は「つらくない介護」「要介護者の自尊心の維持」「介護者と要介護者の人間関係」等について、六人の講師による講演と討論、つづいて聴衆者からの質疑応答が行われ、多くの人の共感をよびました。

なお、講師として参加した鈴木陽子さん（「患者心理、家族心理の多様さ」について講演）と、難波伸男さん（「住宅改善の考え方・進め方」について講演）の二人は当会の会員で、大変ためになるお話をすると共に、会のPRもして下さいました。（石澤）

難波伸男氏

鈴木陽子氏

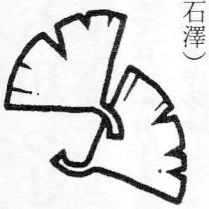

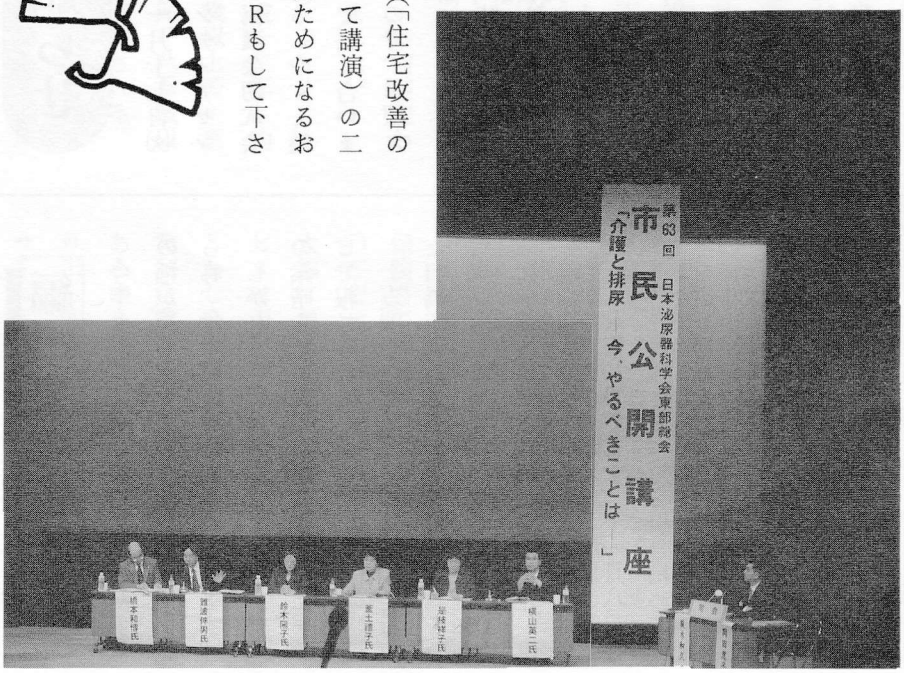

別　表

1　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2　社会教育の推進を図る活動
3　まちづくりの推進を図る活動
4　文化、芸術又はスポーツの推進を図る活動
5　環境の保全を図る活動
6　災害救援活動
7　地域安全活動
8　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9　国際協力の活動
10　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11　子供の健全育成を図る活動
12　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

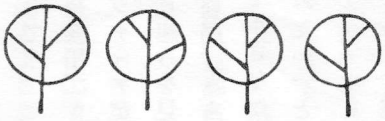

盛り上がった懇親会

第二十二回例会は、八月二十二日(土)午後一時から、前橋市内のイタリアン料理店「ビストロ・メイ」にて開催されました。

貸切りの気やすさと、冷房がほど良くきいた店内一杯に二十五名が参加し斎藤会長が爽やかに挨拶。乾杯し、ぐっと飲み込んだあと、石澤事務局長の報告を聞き、その後懇親に移りました。

次々に出されるイタリアン料理を味わいながら、好みに応じた飲み物で、話に花が咲き、盛り上がり、有意義な懇親会となりました。あっという間に時間が経過し、午後四時、再会と活躍を誓いあって閉会となりました。

それにつけても、昼間でも「飲みながら」というのは本音が出ていいですね。

設営に当たった方、事務局の皆さん、参加してくださった皆さん、ご苦労さまでした。　（倉林）

一つのお知らせ

①まちづくり部会では十一月十七日(火)午後七時から前橋市ボランティアセンターで、前橋まちづくり協議会初代会長の岸篤美氏を迎え、暮らしやすく魅力あるまちづくりについて語り合います。誰でも参加できますので、希望される方は事務局まで。

②十二月十二日(土)午後一時より、市職員研修会館で市社協「福祉バザー」が行われます。物品を提供していただける方は、事務局にご連絡下さい。

グループホーム見学記〈パートⅡ〉

在宅ケアネットワークの会のみなさん、こんにちは。四月からグループホームとはどういうものかと勉強しだして栃木県にある「のぞみホーム」を始め、いくつかの所を見学に行ったり、ボランティアに入ったりしてきました。その後、群馬町にある稲荷台ホームで、ずっとボランティアをしながらグループホームのあり方など学ばせてもらいました。そして、のぞみホームといっしょに痴呆の老人を温泉につれていくという貴重な経験をさせていただいた時のことを報告させていただきます。

旅館など、お年寄りや体の不自由な方達のために、バリアフリーになっていますが大浴場などはまだまだで、部屋についているお風呂に入らなければなりませんでした。それでもお年寄りは温泉に行ったということが嬉しかった様で、家族の方達にも大変喜んでいただけました。一泊のお年寄りには長い旅だったことでしょうが、良い思い出になった様です。

私もみんなで力を合わせれば一泊くらいの旅も出来るんだと家族の方とも楽しんで参りました。他のホームと合流して行くのもとても良い勉強になったし、これからはどんどんグループホームが出来て、この様な交流も盛んになれば私が目ざしている元気な明るい老人がいっぱいの世の中になること間違いなし！ではないでしょうか。

（登坂　和江）

編集後記

今年の十月は雨が多く、倒れたままの稲が芽を出すという現象が各地に見られ、米の収穫が心配されています。

しかし、紅葉は日毎にすすみ、各地の素晴らしい光景が毎日のようにテレビで報じられています。

一方朝から抜けるような青空が広がった前橋市内から、二十二日初冠雪をした浅間山がくっきりと望めました。さらに前橋ではその朝最低気温が十一度を観測「この秋一番の冷え込みになった」とも報じています。十一月八日は立冬。今後はさらに気を引き締めて、冬を乗り切りましょう。

さて、名編集長の清水秀夫さんの業務が繁忙を極めているということで編集を受け持たされることになった小生ですが、浅学非才、しかも編集経験ゼロで、毎日思い悩んでいるうちに、本号の発行がこんなに遅れ、皆さんに大変申し訳なく、反省しきりです。

しかし、やる気十分の登坂和江さんと中原美江さんの両ボランティアが編集に加わり、意欲的な取り組みを見せているので、諸先輩や事務局、さらに関係者の強力なご指導を頂きながら「もう一度真剣に取り組みたい」と決意しております。今後ともよろしくお願い致します。　（倉林幸道）